

テンプル大学ジャパンと包括連携協定を締結しました

～「人材づくり」の相互連携を開始～

川崎市とテンプル大学ジャパン（東京都世田谷区）は、相互の「人材づくり」に資する包括連携協定を令和 8 年 1 0 月 7 日（水）に締結しました。

高津区内に新たなキャンパス「ヒルサイドセンター」（神奈川県川崎市高津区久地 1－1－1）が開校したことを契機として、市内の英語教育や国際理解の醸成とともに、学生が地域に関わり、市内企業とのつながりを通じて成長することなどを実現する相互の「人材づくり」に資する様々な取組を連携して進めていきます。

1 協定締結先

テンプル大学ジャパン（東京都世田谷区太子堂 1－1 4－2 9）

2 協定に基づく取組

本協定に基づく現時点での主な取組は以下のとおりです。今後も両方で協議しながら、取組の拡充を図っていきます。

- （1）英語教育・国際理解教育の推進
…市立小中高等学校における英語授業のサポートや異文化体験授業の実施など
- （2）国内留学体験
…市内在住の小中高生を対象としたサマープログラムの提供
- （3）インターンシップの受け入れ
…市役所・市施設や市内企業における長期インターンシップ受入れ
- （4）市民との交流、異文化交流
…地域イベント等における交流による相互理解
- （5）学生ボランティア
…各種イベント等におけるボランティア活動・参画
- （6）施設の相互利用・災害対策
…平時における施設の利用や有事における一時滞在施設としての協力

3 協定締結式

（1）日時・場所

令和 8 年 1 0 月 7 日（水）1 4 時 0 0 分～1 4 時 2 0 分
川崎市役所本庁舎 7 階 市長応接室

（2）出席者

川崎市 福田 紀彦 市長
テンプル大学ジャパン マシュー・ウィルソン 学長 ほか

(3) 締結式の様子



左：マシュー・ウィルソン学長
右：福田市長



懇談の様子

(4) 各代表者からのコメント

■川崎市 福田 紀彦 市長

テンプル大学ジャパン様との連携協定の締結を大変嬉しく思います。ヒルサイドセンターの開校は地域からも大きな期待を集めており、本協定を契機として、人材育成や国際交流をはじめとする幅広い分野で連携をさらに発展させていきたいと考えています。

市内の若者に世界へ羽ばたくきっかけを提供するとともに、地域や企業とのつながりを深め、双方にとって価値ある取組となることを期待しています。

■テンプル大学ジャパン マシュー・ウィルソン 学長

ヒルサイドセンターの開校、そして本協定を締結できましたことを大変嬉しく思うとともに、川崎市の皆様から温かく迎えていただきましたことに、心より感謝申し上げます。

これまで44年間にわたり、日本において国際教育を提供してきた経験を活かし、川崎の地においても質の高い国際教育を推進するとともに、世界各国から集う学生と地域の皆様との交流を積極的に促進してまいります。

本協定を通じて、人材育成や国際交流をはじめとする幅広い分野で川崎市との連携を深め、地域社会のさらなる発展に貢献してまいります。

問合せ先
川崎市総務企画局共創推進室 木村
電話 044-200-1215 (内線23403)

川崎市とテンプル大学ジャパンとの包括的な連携・協力に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）とテンプル大学ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携・協力に関し、次の状況により協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲及び乙が包括的な連携のもと、行政における様々な分野において人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について双方の意思を尊重したうえで連携・協力を検討する。

- （1）人的交流の促進に関すること。
- （2）知的・物的資源の相互活用に関すること。
- （3）調査研究及び事業の共同実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力を資する事項

（連携・協力の実施）

第3条 本協定に関わる連携の実施に当たり、具体的な取り決めが必要な場合は、別途協議の上、書面を取り交わすものとする。

（連絡担当者）

第4条 本協定に掲げる連携・協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙は連絡担当者を定め、連携・協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

（情報保護）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（法的拘束力）

第6条 本協定は、甲及び乙の連携・協力に関する基本的な合意事項を定めるものであり、法的拘束力を有するものではない。ただし、第5条（情報保護）その他その性質上当然に法的効力を有すると解される条項については、この限りでない。

（費用負担）

第7条 本協定に基づく連携・協りに要する費用については、別途書面により合意した場合を除き、甲及び乙本協定がそれぞれ負担するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から5年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がないときは、更に5年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年10月7日

(甲) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

(乙) 東京都世田谷区太子堂1丁目14番29号
テンプル大学ジャパン
学長 マシュー・J・ウィルソン

Agreement on Collaboration and Cooperation
between City of Kawasaki and Temple University Japan

City of Kawasaki and Temple University Japan enter into this Agreement ("Agreement") on mutual collaboration and cooperation on terms set forth below.

Article 1 (Purpose)

The aim of this Agreement is for the parties to contribute to sustainable community development, through cooperation aimed at promoting human interactions and the mutual utilization of intellectual and material resources.

Article 2 (Areas for Collaboration and Cooperation)

To realize the above purposes, the parties agree to explore the possibility of collaborating and cooperating on the following matters, while respecting the will of both parties.

- (1) Promotion of human exchange.
- (2) Mutual utilization of intellectual and material resources.
- (3) Joint implementation of surveys, research and projects.
- (4) Other matters that contribute to the coordination and cooperation deemed to be necessary to realize the above purpose.

Article 3 (Implementation of Collaboration and Cooperation)

When specific arrangements are necessary for the implementation of collaboration and cooperation under this Agreement, the parties shall separately consult with each other and set forth such arrangements in writing.

Article 4 (Liaison Personnel)

In order to smoothly and effectively promote the collaboration and cooperation under this Agreement, each party will appoint a contact person for necessary communication and coordination.

Article 5 (Confidentiality)

Neither party shall disclose or leak to any third party any information obtained from the other party in implementing the programs under this Agreement. However, this shall not apply if prior consent has been obtained from the other party or if disclosure is required by law.

Article 6 (Non-binding Effect)

This Agreement sets forth the basic understanding of the parties regarding collaboration and cooperation and does not create legally binding obligations between the parties. However, the provisions relating to confidentiality under Article 5 and any other provisions that by their

nature are intended to have legal effect shall remain binding.

Article 7 (Costs and Expenses)

Unless otherwise agreed in writing, each party shall bear its own costs and expenses incurred in connection with the collaboration and cooperation under this Agreement.

Article 8 (Period of Validity)

This Agreement shall remain in effect for a period of five years from the date of its execution. However, unless either party gives a notice of termination to the other party at least one month prior to the end of the term then in effect, the term of the Agreement will automatically be extended for the subsequent five years, with possible further extensions in the same manner.

Article 9 (Others)

In case of matters not provided in this Agreement or if any question arises concerning this Agreement, the parties will consult with each other and decide.

The parties have caused this Agreement to be prepared in duplicate and signed or sealed by them, one for each party.

Date: October 7, 2026

City of Kawasaki
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa

Representative: Norihiko Fukuda, Mayor

Temple University Japan
1-14-29 Taishido, Setagaya-ku, Tokyo

Representative: Matthew J. Wilson, President